

## 令和7年度鳥取県地域自立支援協議会第2回就労支援部会（9月26日）

（眞野係長） 皆様おはようございます。これより令和7年度鳥取県地域自立支援協議会第2回就労支援部会のほう開催したいと思います。開催に当たりまして、まず鳥取県障がい福祉課長の小林より、一言御挨拶をさせていただきます。小林課長よろしくお願ひします。

（小林課長） 皆さんおはようございます。本当にお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。来週10月1日から就労選択支援始まりますので、その最新の準備状況を中心に今日は御報告をさせていただきたいと思います。今日、オブザーバーで中島さん来られていますが、私、中島さんから聞いた言葉で本当にちょっとした合理的配慮で一般就労に行ける方たくさんいらっしゃるんだというふうな話、おっしゃっていたのを記憶しています。本当にその目的のためにこの制度があるんだなということをしっかり私ども自覚しまして、皆様と一緒に議論が深めていけたらなというふうに考えておりますので、今日も皆様どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

（眞野係長） はい、ありがとうございました。それでは議事に移る前に資料の確認と注意事項をお伝えしたいと思います。本日の資料は議題に沿って資料1と参考資料1ということで各1種類ずつ御用意をしております。本日御出席の委員、オブザーバーの皆様については、出席名簿を事前に配布させていただいております。それで、事前にお送りした名簿の中で山陰福祉の会、山中理事長様のところが空欄になっていたかと思いますが、本日御出席いただいておりますので山中理事長御出席ということで皆様、御承知いただきたいと思います。

また、本日、会議の際ですね、皆様ビデオのほうオンにさせていただいております。ありがとうございます。それで、御発言の際にはミュートを解除して御発言いただきますようよろしくお願ひします。また、発言の際には挙手等にて合図をしていただきまして、こちらから指名させていただきますので、所属とお名前を言っていただいた上で御発言いただきますようによろしくお願ひいたします。それでは今回の議事の進行に関しては部会長の尾崎様にお願ひしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

（尾崎部会長） 皆さんおはようございます。今年度2回目の就労支援部会ということでよろしくお願ひします。本日は議事が2つあります。正午までの会議となっておりますので、時間内には終われるように進行していきたいと思いますので御協力をよろしくお願ひいたします。それでは議事に移ります。1番目、就労選択支援事業についてということで事務局から説明お願ひします。

（眞野係長） それでは事務局より説明をさせていただきます。私、本日説明をさせていただきます障がい福祉課の眞野と申します。よろしくお願ひいたします。それでは資料のほうを共有させていただきますと思います。それでは資料1に沿って説明のほう進めさせていただきますと思います。本日、先ほど課長の小林からも御挨拶の中で説明させていただきました。7月に第1回の就労支援部会のほう開催いたしまして、県のほうで取ったアンケート結果の御報告でありました。実際の就労選択を行う上で各関係機関の皆様から疑問点、懸念に感じているところ等々、様々な御意見いただきました。本日の第2回就労支援部会におきましては、前回の意見を踏まえ

た上で、より幅広く各圏域の自立支援協議会でありますとか、市町村、特別支援学校等々関係者の意見を改めて聞くことを事務局のほうでしてまいりました。その聞き取りの結果ですね、その御報告と今後の方向性というところで事務局から御報告させていただきたいと思います。それでは資料に沿って説明進めさせていただきたいと思います。

まず、1番、第1回就労支援部会以降の動きということで、まず、第1回就労支援部会の概要ということで前回7月に開催した意見の概要について抜粋して御報告させていただきたいと思います。まず、ポツの1つ目、第1回就労支援部会において、就労選択支援に係る概要説明、6月に行いました県のアンケート調査の結果報告を踏まえて委員やオブザーバーの皆様より様々な御意見いただきました。それで、会議の中では就労アセスメント自体の質の向上というところが必要だという御意見でありましたし、就労選択支援実施の要件について御意見伺ったんですけれども、やはりその各圏域の状況も異なっておりますし、就労アセスメント実施の取組自体のところも各圏域ごとで違っているというところで、なかなか具体的な議論までは難しいという状況でございました。

それで、主な意見大きく分けて3つあったかなと思っております。まず、1つ目が、就労選択支援の制度全般に関することということで、まず、ポツの1つ目、当事者団体の皆様より、やはりこの利用者の方々が就労継続支援を使うに当たって、やはりどのような事業者に入るかというところはとても重要なことだということで、こういう就労選択支援によるアセスメントは以前より当事者団体としては希望されていたことという御意見をいただきましたし、就労選択支援の開始に当たって、当事者の方が不安にならないようにしっかり準備を進めてほしいという御意見いただきました。また、就労選択支援、圏域によって周知が行き届いてないところもあるのではないかというお話もありましたので、改めて周知を徹底させていただきたいという御意見をいただきました。

それで、2つ目、就労アセスメントの質に関することということで御意見いただきました。こちら主な御意見2つ御紹介させていただきます。就労選択支援については、就労継続支援等を利用するに当たって御本人の希望というところは当然なんですけれども、やっぱりその本人の希望だけではなく、能力、特性といったところを踏まえて、本人の可能性を広げるようなアセスメントとなることが重要だという御意見をいただきました。現状、就労アセスメントを県内の各圏域でそれぞれ独自に取組進めていただいている状況ではございます。ただ、就労選択の実施に当たっては、その圏域によってアセスメントの中身であるとか、質がばらばらであるということだと利用者にとっては不利益ということになるかと思っておりますので、県内の各圏域で、ある程度共通したアセスメントの質の向上ということが必要なのではないかという御意見をいただきました。

また、ポツの2つ目のほうで西部圏域では昨年度から、国のモデル事業で就労選択の試行的な取組実施していただいておりますし、今年度についても西部はもちろん中部、東部でも鳥取県版のモデル事業ということで取組のほう進めさせていただいております。国のモデル事業を西部のほうでやっていただく中で、厚労省の担当者の方からは、モデル事業の取組を全県に広げるようにということでアドバイスいただいておりますし、就労アセスメントの必要性というところでやはり各圏域認識に差があるというところがございますので、鳥取県内どこで就労アセスメントを

受けても、ある程度共通した就労アセスメントの結果が出るようなアセスメントの質の向上ということが全県の実施主体として必要なのではないかという御意見をいただきました。最後、就労選択支援の実施主体の要件ということで、こちらについてもお話しさせていただいたんですけども、就労選択支援の実施主体の要件、国のほうで、過去3年で3人以上一般就労に結びついた実績がある者が実施主体の要件として認めることになっているのですが、都道府県知事が認めることもできるということになっております。

ただ、その都道府県知事が認める実施主体の要件、議論するに当たっては就労選択のニーズですね、特別支援学校の卒業生の方がどれくらいいるのかということもありますし、今後、A型の利用者についても令和9年度から対象になるということでございますので、そういったニーズとも含めてなかなか具体的な議論が難しいという御意見をいただきました。それで、そのような状況を踏まえて就労アセスメントの質の向上といったことでありますとか、就労選択支援の実施主体の状況、各圏域で状況が異なっております。各圏域の状況というところをまず把握することが必要だということで、各圏域の自立支援協議会でありますとか、市町村、特別支援学校の皆様等々、関係する皆様から御意見を伺った上で改めて議論をしたいということで第1回の就労支援部会のほう開催をさせていただきました。

それで、そのような意見を踏まえて（2）各圏域の自立支援協議会、関係者からの御意見、事務局のほうで伺ってきました。それで、その状況について御報告をさせていただきたいと思えます。表のほうでそれぞれ東中西、各自立支援協議会の就労支援部会であったり、一般就労部会等々で御意見を伺ってきましたし、昨日も西部の一般就労部会のほうにお邪魔をしまして就労選択支援についてお話をさせていただきました。それで、第2回の就労支援部会には間に合わなかったんですけども、今後も東部4町のほうの自立支援協議会のほうに話に行く予定としていますし、西部の自立支援協議会の運営委員会のほうでもお話をさせていただきたいと思っております。また、10月16日のほうは自立支援協議会の全体のほうでお話をさせていただく予定としておりますし、31日のほうは就労部会ということで、主に就労継続支援事業所の皆様がお集まりになる場でもお話をさせていただきたいと思っております。

それで、各自立支援協議会もそうですし、9月4日には市町村に向けて説明会をさせていただきました。この説明会では本日御参加いただいている、あしすと中島所長にもお話をいただきまして、就労選択支援の実施手順ということで各市町村の担当者に御説明をいただきましたし、各市町村からも御意見をいただきました。また、随時県内の特別支援学校の進路指導の先生にも個別にお話をさせていただきまして、この就労選択支援がなかなかまだよく分からないというようにお話もありましたので、この就労選択支援の概要をお話させていただくことと併せて、どういったところが実際に就労選択の開始に当たって不安に思っているところがあるのかというところについてお聞きをしました。それで、主な意見については下の四角囲いの中で書かせていただいているんですけども、概要としましては、やはりその市町村からは就労アセスメントの実施に当たりまして、就労選択支援の事業者数を確保することがやはり必要になってくるという御意見がありました。それで、その一方で、障害福祉サービス事業所の方々からは、やはりまだまだ就労選択支援、言葉としては聞いたことがあるけど、実際にどういうことをやるのかよく分からな

いという意見でありましたり、事業所としてどういう具合にこっちが就労選択関わっていけばいいのかというような御意見もありました。それで、まずはその就労選択支援について、さらなる周知と理解というところが必要だという御意見をいただいております。

それで、ポツの2つ目、就労アセスメントの質の向上ということで、こちらのほう、やはり事業所の皆様から多く御意見をいただきました。今回の就労選択支援というところに限らず、やはり障害福祉サービス事業所の皆様が日々、日常の中で支援を行う中で、こういう就労アセスメントといった取組というのは必要でありますし、就労アセスメントの取組というところがなかなか一朝一夕にできるものではないということで、研修を例えば1回受けたから明日から就労アセスメントをばりばりできるということではなくて、継続した取組というところが必要なのではないのかというような御意見をいただきました。

それで、少し具体的な意見、内容についても御説明させていただきたいと思います。まず、市町村からの意見ということで、就労選択支援、障がいのある方の一般就労も当然なんですけれども、就労継続支援を使う前にA型なのか、B型なのか、もしくは一般就労なのかというところで、就労アセスメントによって選択肢が広がるということがとても望ましいところであるという御意見をいただきましたし、ポツの2つ目、10月から就労選択支援の利用が原則必要となる、初めてB型を使う方々が主に特別支援学校の卒業生の方等への就労アセスメントを行っていく上で、就労選択支援事業所の確保というところがやはり必要となってくるという御意見をいただきました。

それで、障がい福祉サービス事業所の現場の皆様からの御意見ということで3点御紹介させていただきます。就労選択支援に関する理解や就労アセスメントの取組について、事業所間の温度差がかなりあるということで、全体的な底上げが必要という御意見をいただきました。就労アセスメント、就労選択支援事業所だけの問題ではなくて、やはりその就労選択支援というのを契機に就労アセスメントの取組について各事業所、取り組んでいく必要があるのではないのかというような御意見でした。それで、ポツの2つ目、従来の就労移行支援事業所が行うアセスメント、いわゆる直Bのアセスメントと就労選択が行うアセスメントの違いというところが、まだよく分かっていない事業所も多いのではないかと、場合によっては、今までやっている就労移行の直Bのアセスメントと就労選択によって何ら変わらないのではないかと、みたいなところを思っている事業所も多いのではないかと御意見をいただきました。

また、就労アセスメントの質の向上ということで、研修会1回受けただけでは、やはり十分に理解することは難しいので、継続した取組、研修等受けていく必要があるということで御意見をいただいております。それで、特別支援学校の先生の皆様からも御意見いただきました。現在の就労アセスメント、移行支援事業所の直Bのアセスメントですね、事業所によって、そのアセスメントのやり方が異なっているという御意見を伺っております。中には生徒へのフィードバックが十分ではないというような事例もあるということで、就労選択の開始を契機に、この就労アセスメントの取組を進めて、どこで、どの事業所から就労アセスメントを受けてもある程度統一した内容となることを期待しているという御意見をいただきました。また、特別支援学校では、ポツの2つ目ですね、入学から卒業まで計画を立てて就労に関する指導、支援を行っているところではありますが、就労選択支援事業所のほうで福祉側のアセスメントというところがどうい

ものかということを学んで、学校でのそういった支援にも活かしたいというような御意見もいただきました。

また、B型の事業所を使う生徒さんの中でも、B型であればどこでもいいというわけではないと、やはりその生徒の特性によって向き・不向き、合う・合わないというところがあるので、この就労支援ができることによって選択肢が広がればよいというような御意見いただきました。その事業所の案内みたいところで就労選択支援ができることによって、就労選択支援の事業所はそういった地域の情報をタイムリーに把握する必要があるということが定められておりますので、より広い選択肢からこの就労選択支援選ぶことができるようになるということでの期待を、特別支援学校の方から御意見をいただきました。

それで、そういった御意見を踏まえた上で、この10月から実際に就労選択支援が始まるということで、今の指定施設の状況について御報告をさせていただきたいと思います。それで、就労選択支援の事業所の指定については、現在、各申請受付窓口ですね、東部であれば鳥取市の指導監査課さん、中部、西部であれば各鳥取県の総合事務所の県民福祉局にて指定申請受け付けている状況でございます。それで、現状、10月1日の指定に向けて西部圏域で2事業所、それで、今、すみません。お手元の資料には東部圏域1事業所と記載をしているんですけども、資料作成後に状況変化がありまして、東部圏域の1事業所については、もう一度ちょっと指定事業所の状況について検討し直すということでしたので、現状、指定審査の手続が進んでいるのは西部圏域の2事業所ということになります。ちょっとこちら資料については、改めて修正したものを皆様に共有をさせていただきたいと思います。

それで、すみません。米印のところもそれに併せて中部圏域と書いてあるんですけども、中部と東部に関しては、現時点で事業所の指定に関する手続、動きはない状況というところでございます。それで、この状況を踏まえて今後の方針というところで（１）、（２）記載をさせていただいております。まず、１つ目、就労選択支援の実施主体というところで、先ほどの説明で10月以降、西部圏域では複数の就労選択支援事業所が指定を受ける見込みで現在、手続を進めているところでございます。

ただ、東部、中部の圏域においては、就労選択支援の事業所が10月1日時点ではない状況となる見込みでございます。ただ、その一方で皆様から御意見を伺う中で、やはりその就労選択に関するニーズというところは御意見として伺っております。まず、ポツの２つ目、当事者団体の方からは就労選択支援については、障がいのある方にとって本人の就労に関する適性や能力に合った選択を支援する制度ということで、就労選択を希望する方が出てきたときに、この就労選択が利用できるように就労選択支援事業所、やはり確保が必要なのではないかという御意見をいただきましたし、市町村のほうからも就労選択支援、障がいのある方の選択肢を広げる取組なので、10月からは現行の就労アセスメント対象者、また、令和9年度からはA型事業所を利用する方々が原則として、この就労選択支援の利用ということが必須になってきます。そういった意味でも就労選択支援事業所については確保していくことが必要だという御意見をいただきました。

それで、一方でニーズについては、このような意見をいただいたんですけども、一方でその就労選択支援を行う上での就労アセスメントの質といったところで３点目、就労選択支援に関す

る理解や就労アセスメントの取組といったところについて、圏域であったり、今までの事業所ごとにやはり状況が異なっているというような御意見もありました。就労選択支援の実施に当たって、やはりどの事業所でもいいというわけでは必ずしもありませんので、就労選択支援を行う事業所の就労アセスメントの質の確保というところにも必要になってくるという御意見がありました。それで、このようなニーズについてもですし、実際に就労アセスメントを行う上での事業所の質の確保というような御意見をいただいた上で、実施主体の要件としましては、国の実施主体の要件と同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業所の要件について一律で基準を定めるのではなく、今後も関係者の方の意見を丁寧に積み上げていって、また10月1日始まることによって他県の状況というところも明らかになってくるかと思えます。そういった状況を勘案しながら、引き続き実施主体の要件ですね、県としてどういうやり方ができるのかについて検討を進めていきたいというふうに思っております。

それで、(2) 就労アセスメントの質についてというところで、特別支援学校から生徒が受ける就労アセスメントについて、実施方法でありましたり、実際、生徒さんのフィードバックの方法が事業所によって異なっているという御意見をいただいておりますし、自立支援協議会の取組の中で、就労アセスメントの研修会を実際に、今回、御参加いただいている東部の自立支援協議会なんかでも就労アセスメントの研修、継続的にやっていたいただいているところでございます。就労アセスメントの質の向上、東中西それぞれ進めている状況ということになっております。それで、就労アセスメント、御本人の希望はもちろんなんですけれども、能力や特性、そういったところを踏まえて本人に合った選択を支援する上で重要な取組ということで、こちらの認識は皆さん共通していることかと思っております。

ただ、現在、県内で各圏域それぞれ就労アセスメントに関する取組を推進していただいているところでありますので、やはりその県内各圏域、どこで就労アセスメントを受けても共通したアセスメントを受けられるというところが必要かと思っておりますので、来年度に向けて鳥取県全体として就労アセスメントの質の向上に向けた取組といったところについて、具体的な事業を県として検討していきたいというふうに思っております。それでは資料1の説明については以上となります。ありがとうございました。

(尾崎部会長) ありがとうございました。ちょっと意見交換等もしていきたいと思うんですが、まず、今、事務局のほうから説明があったことについての質問等がありましたらお願いします。大森さん、お願いします。

(大森オブザーバー) はい。もみの木福祉会の大森です。よろしくお願いします。今後の方針のところの最後のポツの要件のところですけど、今の説明ですと、3名以上の実績というところが要件になるという理解でいいのでしょうか。

(眞野係長) 事務局から回答させていただきます。現時点の基準としましては、国の実施主体の要件ですね、過去3年で3人以上、一般就労ができた人がいる事業所が実施主体の要件になるということです。それで、ただ、各圏域からの御意見伺う中で、やはりニーズというところはあるなというふうに感じました。なので、今後、この国の実施主体の要件というところはあるんですけれども、そのニーズがあるところについて、どういう対応ができるのかということについて、

ちょっと引き続き考えていきたいなというふうに考えております。

都道府県知事が同等と認める実施主体というところで、まだちょっと具体的にこういった条件でやりますというところまでは、検討ができていないんですけれども、その条件どうするかということについて、引き続きちょっと検討させていただきたいということになります。すみません。まだちょっと結論が出てないということです。はい。

(大森オブザーバー) ということは、現時点では3名以上の実績でないと駄目ということですね。

(眞野係長) おっしゃるとおりです。

(大森オブザーバー) はい、分かりました。ありがとうございます。

(尾崎部会長) そのほかございますでしょうか。中島さん、いかがですか。

(中島オブザーバー) 中島です。今の話ですと、10年遡りの3人みたいな話もあったんですけど、それも特に考えてないということですかね。

(眞野係長) 事務局の眞野から回答させていただきます。10年で連続する3年で3人というところも、国の通知の中には具体的な記載があったんですけれども、この適用が国が認める条件ということではなくて、都道府県知事が認める要件の例示として、例えば10年で連続する3年で3人いるようなことも考えられますよというような言い方をしています。なので、先ほど中島所長がおっしゃられた過去10年の連続する3年で3人といったところも含めて、都道府県知事の認める要件いうところをどうするかというところを今後、議論していきたいというふうに思っておりますので、現時点では国のほうが示している要件、過去3年で3人以上というところのみが基準としてあるということで御理解いただければというふうに思います。

(中島オブザーバー) 過去に遡ることをいうわけではないんですけれども、去年、もみの木福祉会さんと、それから光生会さんとそれからNPOのクロスジョブさんに協力をお願いして、国のモデル事業をやったわけなんですけれども、そのときにどうしてそういった法人をお願いしたのかというと、実はその地域で一般就労支援にも熱心に取り組んでおられたという過去があったことと、それと基本的にはアセスメントをきちんとやって、それを支援につなぐという取組をしていらった3法人でありましたので、そういう意味では、そういうモデル事業に協力いただいた法人については、今回の指定については受けることができる形にさせていただきたいと私は思っています。

それで、実際問題、現状で大体、年に20人ぐらいの直Bの方、特別支援学校の生徒さんが毎年いらっしゃるんですけれども、その方たちの問題を考えたときに、やはりそれある程度、今、申請が上がっている2つの事業所だけではなくて、地域としては、ある程度、社会資源の不足という意味では、ぜひ、指定をお願いしたいというふうに考えているところであります。それで、あとほかにも市町村のほうから特別支援学校に在学の生徒さんばかりではなく、ひきこもりの方であるとか、そういう学校を中退して家で過ごしている方たちも、年間数人、2人とか3人とか地域では福祉サービスを使いたいという声が上がってきております。そういう実績もありますので、そういう方たちのアセスメントも含めると、ちょっと20以上あるわけですから、地域の体制としては、ぜひ、指定していただければというふうに考えております。

指定の準備、実はそれぞれの法人さんしていっちゃったと思うんですけども、この間、なかなかそこが決まらないために、今一旦、棚上げになっている状況です。それで、やる気があるのにできないっていうことについては、何とかしていただきたいというふうに考えますので、個別にでも、また判断していただけたらというふうに思っています。以上です。

（眞野係長） 貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、実際に鳥取県内、現状として2事業所が指定申請に今、向かっている状況ではあるんですけども、やはりその過去3年で3人以上の一般就労というところを、なかなか満たしている事業所がそもそも少ないという状況があります。それで、その中で、都道府県知事が認める条件みたいなところも検討していかなくちゃいけないんですけども、やはり一律の基準をつくるということになると、鳥取県と他県の状況というところも考えなきゃいけないですし、鳥取県内でも西部と中部で状況が異なってきていると。なかなか一律の基準を定めることに難しさを感じています。

ただ、その一方で、先ほど中島所長がおっしゃられた、意欲もあるし、実際の就労支援に関する実績、能力もある事業所というのも当然あるんだというふうに思っています。そういった中で、都道府県知事が同等と認める条件についても、どういうやり方ができるのかについて、もうちょっと詳しく状況等お聞きしながら、今後、検討していきたいというふうに思っております。なかなか過去3年3人っていう国の条件が厳しいというところでは事務局のほうも認識をしておりますので、さらに詳しい状況等を聞きながら検討進めていきたいというふうに思っております。すみません。以上です。

（尾崎部会長） ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。私からも、すみません。今のお話を聞いていて、先ほどの東部圏域がね、1か所、申請手続きがちょっと今、止まっている、見直しているというところで、ちょっと非常に残念というか不安だなと思って聞いてたんですけども、これもやっぱり、中島さんが言われたような、条件の中で少し合わなかったとか、そういうことでしょうか。もし、よろしかったら教えていただけたらと思うんですが。

（眞野係長） はい。詳細については、個別の事業所の話になるので、あまり、細かい話はないんですけども、やはりその実施するに当たって、就労選択支援自体の理解というか、実施体制みたいなところの準備状況みたいなところが、まだ、事業に向かうに当たっては十分ではないのかなというようにところを思っておられて、そういった意味で、もう少し準備のほう丁寧やって、実際に行うに当たっての不安がなくなったら検討するということでした。なので、もうやらないということではなくって、もう少し、しっかり準備をしたいということで、ひとまず、この10月1日からの開始というところは見送るというような御意向でした。

（尾崎部会長） 事業所側の方がそういうふうに判断されたと。はい、ありがとうございます。

（中島オブザーバー） いいですかね。

（尾崎部会長） はい、どうぞ、中島さん。

（中島オブザーバー） 補足じゃないですけども、この間、さっき話があった東部の1事業所については、ちょっと相談を受けたんですけども、やる方向で準備していただいていたんですけども、ここに来てやっぱりちょっと見直すっていう話があったんです。それで、その理由っていうのが、事業所として準備して、それで頑張っってこう仕組みに参加するっていうことはいいだけ

ども、それにしても周りの環境が悪過ぎると、要するに市町村含めて、この体制整備について意識があまりにも低くて、自分たちが何かやろうと思ったときの壁になると。それで、そういったところの理解が実際、制度が始まることによって、少しずつ変わっていくのであれば、改めてやることも考えたっていうような、そういう意見だったんですね。

だから、決して、やりたくないとか、そういうことではなくて、むしろ、やりたいほうなんだけど、やれるだけのフィールドが用意されていないっていうところの御指摘があったということです。それで、その辺りが心配で、去年からこっち、モデル事業なり、この県のモデル事業なりをお手伝いしてきたっていう私の気持ちもありますので、そういう意味では、よく分かります、その考えは。すごくアセスメントっていうっても、なかなか理解してもらえる人が少なくって、それを何とかいろんな形で周知しながら進めているわけですけども、なかなか、自分ごととして行政も考えていただけなかったり、また、他の地域の事業所も当事者の方にとってはいいことだというふうには思うんですけども、やはり、採算が取れるのかとか、そういうニーズがどれぐらいあるのか分からないとか、そういうような声はよく聞くわけです。だから、確かに採算が取れなければ事業は成り立たないわけですから、その気持ちが分からなくはないですけども、けど、まず、やっぱりこの地域の中に選択支援という事業を通じて、いろいろな経験や体験を積みながら、自分の生き方、人生を障がいのある方たちが決めていけるような、そういう仕組みをつくらうっていう、そういう目標がみんなの中で共有できなければ、多分この話は、本当に絵に描いた餅で終わってしまうような気がします。

だから、そういうところで、もう少し、やっぱり関係者の方の就労選択支援に対する思いを、もう少しいろいろ考えていただいて、実際にやろうっていうふうに思ったところが、もう少しスムーズに参入できるような仕組みにしてほしいなというふうに思います。といっても、参入する側にも、さっきから話があったように、ハードルはありますので、そのハードルは乗り越えてもらわないといけないとは思っていますし、それからアセスメントの質っていうものも大事にしてもらわないいけないと思っていますので、誰でも彼でもやりたいからといって、はい、どうぞっていうことではなくて、やはりある程度の基準っていうか、そういうものは必要かなとは思っているんですけども、それにしても、先ほどから言いました周りの環境っていうか、周りの関係者の意識みたいなのところをもう少し高めていただけたらありがたいなというふうに思っているということです。以上です。

（尾崎部会長） はい、ありがとうございました。そのほか質問でもいいですし、この就労選択支援実施主体のところでの御意見でもいいですが、はい、山中さんお願いします。

（山中オブザーバー） はい。山陰福祉の会の山中です。お疲れさまです。そもそも、県のほうとしては、この3人以上の就職者を出しているとか、そういったところの規格に合って、要するに質の担保ですよね、行政が言っているのは、そこら辺がかなっている、やはり、その条件をクリアした事業所というのは、もうリストアップみたいなのはされているような現状なんですか。

（眞野係長） 過去3年に3人以上を満たしている事業所を県として把握しているかということでしょうかね。

(山中オブザーバー) はい。

(眞野係長) そちらについては、県のほうでも一般就労の条件について、それぞれの事業所さんから毎年調査をさせてもらっています。なので、そこである程度の数っていうのは分かるんですけども、何分、年度ごとに調査をしている関係で、過去3年は申請日から遡って3年になるので、この7年度中の実績は県では把握していないですし、そこから遡っての7、6、5の半年分が、どの程度いるのかっていうところが、ちょっと正確な数字が分からないというところが正直なんですけれども、ある程度の数字は6年度以前の分は持っているんで、大体の数字は持っているというところですよ。はい。

(山中オブザーバー) はい。ありがとうございます。西部地区、例えば、今回、ちょっと話されるんですけど、相談支援がなくなったときに、やっぱりみんなで話しして、どっかほかにも相談支援増やせるかとか、件数の話とかして、うちはその中の1つで、相談支援を強化して増やしていこうとかって考えて、1つの事業所で終わったんですけど、やはり、ちょっとその事業所さんにも1回、直接、声かけじゃないですけど、企画があるのであれば、一旦、就労選択支援、本当に、先ほど中島さんがおっしゃたように、何ぞやというところが分かっていない事業所であったり、地域が整ってないとか、そういうふうな印象を受けていて、けど、本当はやる気があるみたいなのところもあるのかもしれないので、何かそこら辺話がちょっとできると、それで、そこで話す中でやはり就労選択支援のこの質の担保ってところも強く中島さんに訴えかけていただけると、その中でも、そうだよなって、地域の中でやっぱり必要な社会資源として、やっぱり必要なので、名のりを上げようかなという事業所が出なくもないのかなと思ったりもした次第です。以上です。

(眞野係長) ありがとうございます。事務局から回答させていただきます。山中さんおっしゃるとおり、まずは3年3人を満たしているところを、まず声かけが必要だという御意見かと認識いたしました。もう、おっしゃるとおりで、まずは満たしているところが、そもそも就労選択というところをよく理解していないっていう可能性もありますので、その個別の説明であったり、声かけみたいなのところはおっしゃるとおり必要かなと思いますので、今後、個別にちょっと説明のほう回ってみたいなのというふうに思います。ありがとうございました。

(中島オブザーバー) ごめんなさい。何度もすみません。

(尾崎部会長) どうぞ、中島さん、はい。

(中島オブザーバー) 中島です。今、言われた話、そのとおりだなと思います。実績がちゃんと把握できているかどうかっていうところ、すごく大事なことだと思っています。それで、もう前からその話、県にはしてたつもりだったんですけども、年に1回の調査で、何人就労したというようなことはずっとやっていただいていますけども、あれ、水物なんですよ。それで、このたび、ある事業所に3年間に3人出てないよね、難しいよねという話をしたときに、いや、うち、就労しているよって言われて、それどういうことですかって言ったら、いやいや、毎年2人ぐらいは就職しているんだよって言われたんですよ。これB型の事業所になります。それで、だったら、あれ県に届出してないのって言ったら忙しくてしてないという一言で片づけられてしまったんですよ。

それで、これは事業所の問題としても県の問題としてもはっきりさせていただきたいと思っていますんですよ。それで、数字の中、年に1人とか、3人とかという報告する人の中には、何の支援もしなかったけども、就職するって言って辞めちゃったみたいな人も1数えて報告している事業所もあれば、ちゃんと支援をして1人就職させたみたいなそういう事案もあって、あれ自体がどこまで信用していい数字なのか分からないんですよ。それについてはもう少しきちんと縛りをかけてほしいって言っているんですよ。それで、私の考えとしては、きちんと支援をして就職した人が何人ですかという聞き方にしてもらわないと、ほっといて自分で勝手に就職しちゃった、ハローワーク行っちゃったみたいな、そういう人の数もあれも入れとこうかみたいな感じでその数字の中に紛れ込ませるような、そういう形にはやってほしくないですし、実態が把握できなくなるのでやめてほしいと思っていること、はい、私の意見として付け加えておきます。すみません。

（眞野係長） ありがとうございます。

（尾崎部会長） 山中さん。

（山中オブザーバー） はい。すみません。おっしゃるとおりだと思います。やはり1つ基準としてはやっぱり6か月間定着しているのが多分一般就労になっているという1つ基準があるのと、やはりうちのところでも、例えば4人就職をしたとしても、その中の1人はそのまま本人がみつけてハローワークのほうとかの付き添いとかもこっちから言っても、いいです、私、行きますみたいな方もおられたり、時には、ほんとにそういった形も中におられるので、その数の把握っていうのは確かにおっしゃるとおり、中島さんが言う、この基準って本当にその基準に適した事業所だっていうところは、多分その後でも出てくる問題だなというふうには考えています。やはりその中で基準を満たしたところ、中島さんとか、西部圏域はこうやってしゅーとさんがあるのでそこら辺でやはり知識をこれからアセスメントの取り方とか、質とかを、その後しっかりと身につけていってもらわなくちゃいけない就職選択支援の、この地域としての事業なのかなと思うので、ほんとにそこら辺はもしも選定していたとしても、多分これから質の担保というところには結構労力を入れていかないと、先ほど言った、中島さん言っていた危険性もはらんでいるというところ、1番はやはり囲い込みにつながってはいけないっていうところが一番あると思うので、やはりそこら辺をしっかりと理解する法人でないと遂行する事業所としては不適格だと思いますので、そこら辺をしっかりとその後の事業のこの質の担保のところは重要視しなくちゃいけないところじゃないかなというふうに考えています。以上です。

（眞野係長） すみません。事務局からも補足です。先ほど中島所長から御意見いただいた県の調査でほんとに一般就労の数というところで純粋に数を積み上げて公表しています。それで、その一般就労の実態ですよね、どういう経緯で一般就労につながったかみたいなのところというのはやはり実態の把握については分析がやっぱり必要な箇所かなというふうに思いますので、ちょっと今後の調査に当たってはどのようなやり方ができるか検討していきたいというふうに思います。事務局からは以上です。

（尾崎部会長） 今西さん、お願いします。

（今西委員） すみません。今西です。よく分かってないので少し質問させてください。今、対

象者っていうのが何となくB型就労事業所っていう形でしているんですけど、なかぼつはこの対象になるものなのかどうかというところを教えてください。

（眞野係長） はい。では、事務局から回答させていただきます。御質問としては今回の就労選択支援事業に当たって、なかぼつも実施事業者としてできるかどうかということでしょうかね。はい。なかぼつについても、こちらも実施主体としてはできます。実際に国のほうで例示として上げている実施主体の中の1つとしてなかぼつも中に入っていますので、なかぼつも候補、候補というか、できる事業所ということになります。

（今西委員） ありがとうございます。

（中島オブザーバー） ちょっと違う。

（眞野係長） ごめんなさい。

（中島オブザーバー） すみません。中島です。なかぼつもできるっていうか、なかぼつを運営している法人も事業の指定を受けることができるということで、なかぼつがそのままその就労選択支援事業できるということではありません。以上です。

（眞野係長） 失礼しました。

（中島オブザーバー） すみません。だから、要するになかぼつもちゃんとなかぼつを運営している法人、うちだったら社会福祉法人のほうで指定申請を出して、それで、そこで指定をいただければ新たに、例えば就労選択支援事業所しゅーとみたいな名前できちんと看板を上げた時点で参入することができる。職員が兼務することができるとなっておりますので、することはできるということになりますけど、これまでのように地域にアセスメントをできない人がいるから、じゃあ、しゅーとがやってあげようかみたいな、そういう制度ではありません。以上です。

（尾崎部会長） はい、濱田さん。

（濱田オブザーバー） よろしいでしょうか。就労移行支援事業所のクロスジョブの濱田です。私のところの事業所もこのたび就労選択支援事業を受けていくということで申請を出しております。それで、この間モデル事業も含めて取り組んできた中で、随分地域変わってきたなって、ほんとに微々たる歩みかもしれんですけども、変わってきたなっていうのを感じています。なので、今回とちょっと東部のほうでね、下げられたってすごい残念だなっていうふうに思っています。

それで、変化点がやはりモデル事業で今までの直Bアセスとは違う形、選択支援というところでやり方を置いてきた、相談さんがついて多機関連携会議から始まって、アセスメントを実施、それで、その最後にはまた、多機関連携会議でみんなでその方の状況を共有するっていうのは、この間もずっとやってきましたので、今までは学校のほうの報告でもありましたように、各事業者によって生徒さんへのフィードバックが十分でないところがあるとか、そんな意見も出ていましたけれども、西部圏域では、特別支援学校の生徒さんに関してはフィードバックを学校のほうにお任せするっていうようなやり方だったんですよね。

学校の三者面談で学校のほうから生徒さんと保護者にフィードバックをいただくっていうところだったので、あんまりちょっと関与ができなかったところがあるんですけども、このたび、多機関連携会議の中で、全体で共有して、それで、先日も私、昨日ですね、多機関連携会議で1

つ、アセスメントを終わってきましたけれども、実習、その方がひきこもりの方だったので、アセスメント、出向いてのアウトリーチ型になってしまったんですけれども、ほんとに家から歩いて通える事業所、B型の事業所でのアセスメントを5日間取り組んで、それで、多機関連携会議もその事業所さんのサビ管の方にも入ってもらった。保護者さんと本人とサビ菅さんと相談さんというこの4者と私が入っての多機関連携会議だったんですけれども、そこで、本人の力はもちろんのこと、やっぱりこういったところは強みで、こういうとちょっと苦手感、やっぱりちょっとひきこもりの方なのでコミュニケーションのところ、すごく難しい部分だったんですけれども、でも、実習期間中の御様子見ていたら何かちょっと気づきはあるんですよね。これ終了報告せんといけんかったりとか、これ、次は何をしたらいいだろうなっていう、そこでちょっと体がむずむずってちょっと動くんですけれども、実際の言葉にはならない。

だけれども、そこでちょっと体を相手に向けてちょっと近づいて見ると気づいてもらえるよというところで、その1歩踏み出せたりとか、そんなところを共有して本人の力、ちょっと現時点ではここなんだけれども、次の可能性はこういうふうに広がっていくよみたいな、そんな話を皆さんでできて、それで、その方もまずは就労、今までひきこもっていたところから1歩出て、実はお姉ちゃんがちょっとB型に通いにくくなっているんですけれども、彼にはすごく素敵な動機があって、自分が同じ事業所に通うことによってお姉ちゃんも通いやすくなるんじゃないかみたいな、そんな動機もありましたので、1歩踏み出すっていう決意を昨日されてすごくうれしいなっていうふうに思ったんですけれども、そういう点、皆さんで話すことによって相談さんも今まで私たちはどんな関わりすればいいのって思っていたところが、こういう形で就労選択支援って動いていくんだな、本人の可能性を見つけていく事業なんだなみたいなのも具体的に理解してもらえていってるなっていうふうに思っているんで、まず、ちょっとどっちが先か分からないですけども、始めてみることで周りの理解っていうのも深まっていくのかなっていうのも感じています。

まだまだ西部は、ずっとずっと就労選択支援になる前から直Bアセスもかなり力を入れてやっていたので、この土壤があるのかもしれないですけども、何かやっぱり東部、中部のところで、今、中島さんとかを中心に研修会ほんとにやってもらっていると思うんですけども、研修会の継続とともに、何かちょっと実際に動いてみることでどんどん理解も広がっていくのかなっていうのは感じたところです。私からは以上です。

(尾崎部会長) はい。

(眞野係長) ありがとうございます。ほんとにアセスメントの現場の状況をお聞かせいただいてとても参考になりましたし、お話の中で地域が変わってきたという御意見をいただきましてやはりこの就労選択支援もその事業者さんと利用者の方だけじゃなくて、地域を巻き込んだ取組になっていくことが望まれていると思います。

そういった意味で、この就労選択支援を機会にやはりそういった地域の就労アセスメントみたいなところの取組というのを進めていかないといけないなというふうに思っております。その取組を西部ももちろんなんですけれども、中部や東部、そういったところでもそういった就労選択を機会に取組進めていけたらなというふうに思っていますし、引き続き来年度に向けて取組さら

に検討していきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

（尾崎部会長） ありがとうございます。そのほか、皆さんいかがでしょうか。では、先ほどちょっとかぶるところもあるかと思うんですが、就労アセスメントの質についてというところも少し意見交換ができたらいかなというふうに思うんですが、やっぱり全県で質を上げていくとか、統一していくとか、そういったところが大切なのかなと思ってお話を聞かせていただいているんですが、鳥取市では、ごめんなさい。河村さんか足立さんか、就労支援部会で研修を先日もさせていただいたかと思うんですが、ちょっとそういった取組も少し報告いただいてもよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあ、足立さんお願いできますか。

（足立委員） すみません。鳥取市の足立です。すみません。就労アセスメントのことですけれども、8月21日に自立支援協議会のほう、全体会というふうなところで、東部の就労継続支援事業所の方にお声かけさせていただいて、アセスメントの質というようなところですね、大森理事長さんもお越しいただいてお話をさせていただいたというふうなところです。アセスメントにいろいろなアンケートの答えもありまして、いろんな気づきがあったというふうなお答えいただいていますので、そういった取組も今後続けていけたらなと思っていますところ。私から以上です。

（尾崎部会長） ありがとうございます。河村さんもよかったお願いします。

（眞野係長） すみません。河村さん、若干会場のほうで河村さんの音声聞こえないんですけど、皆様、聞こえていますでしょうか。ちょっとマイクの調子が悪いかもしれないですね。

（尾崎部会長） そうですね。河村さん、ごめんなさい、ちょっと聞こえないので、伝えたい思いはあったと思いますが。この辺、その取組として今後、中島さんからこんなことを考えているとかあればお願いします。

（中島オブザーバー） はい。中島です。アセスメントの質の話ということなんですけども、やっぱり研修機会を増やしていくという必要があるかなと思っていますし、それから、東部で勉強会やられたっていうのもいいことだと思うんですけど、今度、さらにもう少し実践的なというか、具体的なものややっていかないといけないなということを今は考えていて、就労選択支援を実際にやるとしたら、どんなアセスメントになるのか、どんな多機関連携会議になるのかみたいなことも含めた研修を今、やらせてもらっているところです。

自主的にやり始めたんですけども、8月からだったかな、今1期、2期、3期と2回シリーズでやらせてもらっていて、今、3回目に入ったところです。1回にそんなにたくさん集まってやると身につかないので、3人ずつぐらい参加してもらって講義と演習とやらせていただいています。その中で十分伝えきれるかどうか分からないんですけども、でも、アセスメントの中でもその多機関連携の場合はどんなまとめ方をすればいいのかみたいなことを最終的な目標にしていますので、分かりやすかったとか、参考になったとかっていう声はいただいています。それも12月までは続けていこうかなと思っています。

また、来年度についても同じ形で始めていこうかなと思っています。やっぱりアセスメントというものが、自分がやってもそうなんですけども、きちんと行われてないんですよね、本当、正直申し上げまして。それは、鳥取県だけの話じゃなくて、全国的にアセスメントというものに取り組んでいる団体なり、法人なり、非常に少ないんですよね。なかぽつなんかでもそうなんです。

す。やっていらっしゃるところは少ないです。それで、やってはいるんだけど、要するにその最後のまとめ方というか、要するに目的としてはその方のその強みとか、それから改善に努力が必要なところとかいろいろ指摘も含めて結果はまとめていくわけですけども、そういうところまでアセスメントがこれまで行われていなかったというふうに思っています。

だから、例えばアセスメントシートがあつたりすると、これは3だとか、これは2だとか、これは1だよねということを言うんですけども、それだけで終わってしまうんですよね。だから、その点数だけ相手に見せて、こんな結果でした、はい、分かりました、みたいな、それじゃあ、アセスメントにならないんですよ。それが何で1なのか、何でこれが2なのか、3なのかというところをきちんと分析してあげて、それを持って、あなたが取り組まないといけないのはこういう部分ですよと、それで、これは環境側がしっかり配慮しないとイケないことなんですというように、なことをきちんと整理してお伝えするというようなところまでやって初めてアセスメントなんですよ。だから、アセスメントが何か違うっていうようなことを書いてあるんですけども、資料の中に。アセスメントそのものは変わらないですよ、同じものなんですよ、ただ、これまでの取組方が中途半端だった、ちゃんと取り組めてなかったということだと思います。

だから、しゅーとでやっていたアセスメントは、前から本人の強みとか、それから配慮すべきところとかというものを整理したものをやっていたので、それをもう1回分かりやすく皆さんに伝えるというような研修になっているということです。全国的にも多分そういう形にこれからなっていくんじゃないかなと思っていますけども、やっぱり国の研修会、正直、今、やっていますけども、十分その辺りの趣旨が伝えられてないようなことも聞きますので、最終的には全国挙げて障がい者の方の就労アセスメントというものはこういうものだみたいなものがだんだん明らかになっていくんじゃないかなというふうには思っていますけど、さっき言ったように、点数だけつけて、その点数が何点だから就職できるとか、できないとか、A型がふさわしいとか、B型がふさわしいなんていうことを、とんちんかんなことを就労アセスメントをやっていたんじゃないかなというふうに思います。それはきちんと時間をかけて説明しないと分からないことかもしれませんけど、鳥取県内においてはたくさん皆さんに共有していただきたいなというふうには思っています。

それに向けてのその研修というか、理解していただくための機会はB型にはもちろんですし、それから就労移行ももちろんですけども、その他の関係機関の方、例えば相談支援の方とか、それから市町村の方とかにもちゃんとメッセージとして届けるような研修企画というのを来年度はやっていこうかなというふうに思っていますという見通しです。以上です。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございます。

(眞野係長) そうですね。アセスメントの質の向上ということで、先ほど中島所長からもお話しいただきました。国の研修、オンラインプラス現地で、今、就労選択支援の、国の就労選択支援員の養成研修やっているんですけども、そのオンラインと現地が1日のみというところで、そのアセスメントの中身みたいのところではやっぱりいろんな人が集まって意見交換をする中で実際のアセスメントの共有みたいなのところが必要になってくるのかなと思います。

そういった意味で、今、中島所長のやっていたっている研修ですね、少人数で実際に講師の

方の直接的な指導を受けながら、参加者の皆様でも意見交換しながら、そういったアセスメントの練習ということをやっているのはすごい意味があるのかなと思っておりますし、今後、実際にやっていく上で、継続してそういった取組というところは必要かなというふうに思っていますので、来年度に向けてそういった研修というところも考えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

（尾崎部会長） ありがとうございます。そのほか皆さんから、この就労アセスメントの質というところで御意見なり、御感想があればお願いします。

（眞野係長） すみません。和貴の郷、河村理事長、マイクが不具合がありまして、チャットで御意見をいただきました。読み上げさせていただきます。先日、大森理事長をお招きしてアセスメントについての基礎講義を行っていただきました。東部の自立支援協の就労部会でのことです。それで、目的としましては、アセスメントの重要性、必要性等、アセスメントを行うことのいい質の確保をなぜしないといけないのかということについて、まず知ってもらう目的で開催しましたということで御意見いただきました。ありがとうございます。

（尾崎部会長） はい。そのほか皆さんいかがでしょうか。では、議事の1についてはいろいろな意見をいただきましてありがとうございます。2その他のほうに移らせていただきたいと思います。

（眞野係長） はい。では、事務局より説明をさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、参加いただきましてありがとうございます。本日、明確な結論を出すことができませんでしたので、また、引き続き実施主体の要件等について関係者の御意見をいただきながら検討はしていきたいと思っておりますし、就労選択、この10月から本格実施ということになりますので、また、事務局のほうでも県内の状況はもちろんなんですけれども、他県の動向等について調査、把握を進めていきたいというふうに思っております。

また、国のほうの動きとしましては再来年度からA型の事業所が就労選択、必須になるというところで、そちらのほうの動きも見えていかないといけないなというふうに思っております。どこかのタイミングでこの4月に出された就労選択の実施要領、A型も含めたところで改めて出るのだらうなというふうに思っております。また、そちらの国の動き等々見ながら、また、機会を見て就労支援部会、開催したいというふうに思いますし、適宜情報提供のほう皆様にさせていただけたらなというふうに思っております。以上になります。ありがとうございます。

（尾崎部会長） ありがとうございます。はい、では、本日の議題は以上になります。時間のほうは少し早いですが、これだけは言っておきたいとか、足立さん、どうぞ。

（足立委員） すみません。鳥取市の障がい福祉課の足立です。ちょっとお時間があるみたいなので、お時間があればお話ししようかなと思ったことをお伝えしたいなと思っています。先ほど、眞野係長様のほうからお話が合った東部の就労選択の事業所の方が、一旦手を下げられたというところなど、どうしようかなと今、思っているところです。それで、話を聞いた人間、ちょっと別の人間だったんですけれども、今、中島様のお話を聞いてちょっと思っているのが、やはり我々の動きというか、盛り上げというのを一緒にやっていきたいなと思っているところでして、それで、9月4日に県の係長様のほうから市町村向けの就労選択支援の説明会があって、それで、

一応その実施の手順みたいなことも一応御説明をいただいたところです。

それで、今の動きとしては東部の市町村、ちょっと呼んで一緒にこの流れでやっていきましょうという話を9月30日に持とうかなと話をして、今、予定しているところなんですけれども、それで、それが終わったら特別支援学校様のほうに東部としてはこういうやり方でいきますよという話をして、一緒にやっていこうかなと思っていたところでした。それで、一応、私の中には、就労選択事業をされる事業所の方に、積極的に巻き込んでというふうなことをあまり考えていなかったんですけれども、その入りの部分でやはりつまずきがというふうなことであれば、積極的なお声かけして一緒になってやっていきたいなというようなところ、思ったところです。今日、本当にいい情報をいただきましてありがとうございます。以上です。

（尾崎部会長） ありがとうございます。

（中島オブザーバー） ちょっといいですか。

（尾崎部会長） はい。

（中島オブザーバー） すみません。中島です。補足します。さっき、事業所というよりもむしろ体制のほうに問題や課題があるようなことを申し上げましたけども、実は、それは一面だと思っています。決して市町村がやる気がないから駄目なんだということが言いたいわけではありません。もちろんそれも言わないといけないなと思うんですけども、一方で、事業者のほうもやっぱりうまいこと言っても、結局様子見なんですよね。全体がこう動いたから、それから乗っかるかなというふうなふうにも聞こえなくもないです。それで、そういう意識は多分その事業者さんだけでなく、ほかの事業者さんも多くがそうなんじゃないかなというふうに思っています。

だから、選択支援事業のことがよく分からないからなかなか取り組むことができないということをよく言われますけど、国は通知を出しているわけですよね、それで、その通知を読めばほとんど分かるんですよね、全体像は。だから、問題は結局、利用者さんがどれぐらい確保できるのかとか、自分の事業所として回していけるのかとか、そういった具体的なところだと思うんですね。だから、課題は地域だというふうにおっしゃるんですけども、実際は自分たちの事業所の中に課題が結構あるんじゃないかなというふうにも思っていて、それで、どっちがいいとか悪いとか言いたいわけでは実はなくて、それぞれにいろいろ課題は抱えているんですけども、さっきおっしゃったみたいに、一緒になって進めていくっていう考え方をもっと持ったほうがいいなということで、言わば事業者の方とそれから行政の方との間のコミュニケーションですか、そういったものをしっかり取りながら体制整備進めていけばいいだけのことではないかなというふうに私は思っています。

そのことがあって、私なんかも全くの民間ではありますけども、こうやって意見を言わせていただくようなところにいさせていただいているということだと思っています。だから、私自身もなかぼつの先ほど話がありましたけど、なかぼつの責任として地域の中で就労選択、指定をちゃんと受けておいたほうがいいのかということも考えたりしながら、今、ここにいるわけです。法人の中でまだ結論が出ないので、ここでは申し上げにくいんですけども、でも、私たちも地域づくりに参加しているっていうそういう意識で臨んでいるということですかね。それで、何でそ

んなにこだわるんだっていうふうに思われる方もいらっしゃるんですけど、お前、長いことアセスメントやってきたから何かうまいことやりたいんだろうみたいなことを思われる方もいらっしゃるかもしれないけど、実はね、やっぱり就労アセスメントをやることで支援の質が変わるんですよ。

障がいの方たちに対する支援というのは、一体どんなふうにしたらいいかっていったら、その人自身をやっぱり知ることですよね。その人が何が得意なのか、何が苦手なのか、何が好きなか嫌いなのか、一つ一つ丁寧にその人のことを理解することによって、支援が一つ一つ決まっていくんですよ。そういう仕組みになってないんですよ。支援の方が先にあって、そこに当てはめるように障がいの人たちを突っ込んでいくみたいな、そういう仕組みに、今なっているのが、それがおかしいんですよ。だから、これをひっくり返すために就労アセスメントというのはとっても価値が高いっていうふうに私は思ってるんで、どうしてもここは逃げずに向かっていくしかないっていうふうに私は思っているところです。本当にたくさんの人に、そういうふうな発想をひっくり返していただけると、障がい者支援の質はぐんと上がるんじゃないかなと私は思っていると、そういうことです。だから、市町村だけの責任にしようとか、環境が悪いっていうことばかりを愚痴っていてもしょうがなく、自分たちのできることをお互いに考え合うことによって、地域は、多分、耕されていくんじゃないかなというふうに思っているというふうに言わせていただきます。

（尾崎部会長） 大森さん、どうぞ。

（大森オズバー） はい、すみません。ちょっと情報提供じゃないですけど、西部の方はもちろんなんですけど、中部、東部の就労系の事業所をされている方ともお話する機会があって、その中でその就労選択支援の話をするところもあるんですけども。その中でやっぱり今の対象者っていうのが、直Bの方が対象ということなので、そうすると今の直Bと就労選択と何が違うのという声はよく聞くし、それだったら今の事業所、移行とか、なかぼつがやってるんですけど、そこがそのままやればいいんじゃないみたいな声もよく聞くので、やっぱりその辺を就労選択支援の目的とか、意義とか、そういったところはあまり周知されていないというところもありますし、その就労選択支援事業所に限らず、就労系の事業所というのは、それで、今も中島さん言われましたけど、アセスメントによってかなり支援の方法というのも変わってくるので、その辺は就労支援としては、サービスに限らず共通する部分かなと思うので、その辺の周知はしっかりこれからもしていかないといけないなというふうに感じています。はい、以上です。

（尾崎部会長） ありがとうございます。

（眞野係長） 事務局から、鳥取市の足立さん、中島所長、大森理事長、御意見いただいてありがとうございました。鳥取市さん、今、圏域として話を進めていただいているということで、県としても協力してやっていきたいと思っておりますので、また、いろいろと御相談させていただきながらやらせていただきたいというふうに思いますし、アセスメントの関係で中島所長と大森理事長からもお話いただきました。県からいろんな場面で説明をするんですけども、やっぱり就労選択のそもそもの目的みたいなところで、どうしても10月から原則必要になるというところが、今までの直Bの生徒さんというところで、どうしても必須のところの話に重点が行きがちなんで

すけれども、そうではなくて、就労選択支援、就労継続事業を使う意向のある方、皆さんが対象になるということで、その就労選択の意義みたいなどの伝え方というのも考えていかないといけないというふうに思いました。ありがとうございました。

（中島オブザーバー） すみません。足立さん、東部の集まりにもしよかったら、アセスメントネットワークで呼んでやってください。出さしてもらって、事業所の方たちとも、もしかして御一緒できるんだったらそれがいいなというふうに思います。さっき言ったようなことも伝えたいなという思いありますので、ぜひ参加させてやってください。以上です。

（尾崎部会長） それはぜひ、私もありがたいです、入っていただけたら。

（尾崎部会長） ありがとうございます。最後、もし、少しお時間があるので、よかったら全員のお声が聞けたらなと思ひまして、市川さんおられますか。市川さん、御感想でもいいですし、御意見でもいいので、一言いただけたらと思ひますがいかがでしょうか。

（市川委員） はい。選択支援からちょっと話は全く離れてしまうんですけど、じゃあ、少し言わせてください。視覚障害者福祉協会の市川です。視覚障がい者のことについては、なかなか俎上に上がりにくいので、これまであまり話題にはならなかったかと思うんですが、実は、古くから視覚障がい者の就労と雇用とかいうことになると、マッサージ師、鍼灸とかいうことになっているんですが、傾向としては最近は変わってはいるんですが、実は、倉吉在住の方で病院勤務の方の通勤とか、帰宅の支援の辺りを非常に神経を使われて、不安に思われながら、現在、就労を、勤めていらっしゃるんですが、重度障がい者就労支援特別事業というのがあって、同行援護等も含まれるんですが、そのところで、これまで倉吉市とも話し合っは来られたようですが、なかなか前向きに出てこなかったのが、現在、通勤のことで不安に思われながら勤めていらっしゃるという経緯があって、近く、このことも含めまして、倉吉市とはちょっと要望書を出そうかと思ひているところですが、県としてもあるいはこの部会としても関わらないことではないので、今後、御助力いただければなと思ひているところです。以上です。

（尾崎部会長） ありがとうございます。

（小林課長） 市川会長ありがとうございます。障がい福祉課小林です。今の特別事業ですね、なかなか件数が少なくて、山陰両県でも本当に数件利用されているものじゃなかったかなというふうに記憶しております。それで、鳥取県内ではたしか西部の方、米子とか境港では利用されているんじゃないかなと思ひますので、これは地元の市町村さえ理解があれば前に進むものと思ひておりますので、また、お困りのことがあれば、私ども一緒になって倉吉市に対して働きかけもできますので、また、御相談いただけたらなと思ひました。御意見ありがとうございました。以上です。

（市川委員） 他の障がいだと境港市等も行われていると思ひますし、近く要望書を倉吉市に対しては出すつもりでおりますので、また、今後とも御助力よろしくお願ひいたします。

（小林課長） はい。かしこまりました。ありがとうございます。

（尾崎部会長） 市川さん、ありがとうございます。福井さんおられますか。すみません。一言お願ひします。

（福井オブザーバー） ありがとうございます。進行尾崎さん、お疲れさまです。私のほうも県

内の事業所さんのほうの直接的なお声を聞ける立場としてですが、この事業そのものはすごくいろんなところで研修がなされていて、いろんな講師の方がいろんな話をされております。ただ、事業所のほうの直接的なお声とすると、支援員ですとか、サビ管ですとか、そういった職員がない中で、なかなかこの事業には取り組めないよというのが一番大きいかなと思います。

また、相談員が少なくてとか、相談員さんがいらっしゃらなくて、なかなかサービスが利用できないってようなことも県内の中でお聞きしています。本当にいい取組だと思うので、全面的に協力ですとか、行っていきたいなと思うんですけども、なかなか人がいないっていうのはすごくどこの事業所も大きいことなのかなというふうに思っております。以上です。

（尾崎部会長） ありがとうございます。

（眞野係長） 福井さん御意見ありがとうございます。状況についても、人的な体制みたいな問題は各事業所の課題としてあるかと思えますし、状況、事業所それぞれだと思っています。ただ、今回の実施主体の要件みたいな話の中でも、その個別の事業所の状況とかを細かくお伺いして、どういったところがいいのか、どういった形ならやれるのかみたいところを探っていききたいというふうに思っていますので、また、引き続き情報とか共有させていただけたらなというふうに思っています。ありがとうございます。

（尾崎部会長） では、本日の議事は以上になりますので、司会を県のほうへお返ししたいと思います。ありがとうございます。

（眞野係長） 尾崎部会長、司会ありがとうございます。また、参加の委員の皆様、オブザーバーの皆様、本日は長時間にわたりまして御参加いただきましてありがとうございます。以上をもちまして、第2回の鳥取県地域自立支援協議会就労支援部会のほう閉会させていただきたいと思います。また追って、今後も皆様と情報共有しながら取組進めていきたいと思いますので、引き続き、何とぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。